

最終チェックリスト（投函の前にもう一度ご確認ください）

募集月	募集区分	申込住宅名	形式	エレベータの有無	駐車場の有無	浴槽等の有無	申込人数	月額所得	家賃ランク
6月				有・無	有・無	有・無			
9月				有・無	有・無	有・無			
12月				有・無	有・無	有・無			
3月				有・無	有・無	有・無			

チェック

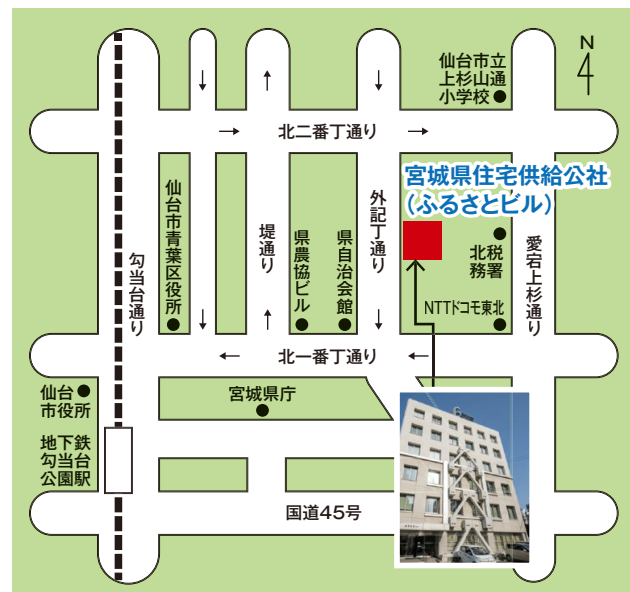
- ☐ 1. 提出する「①申込用紙 ②抽選番号票 ③抽選結果通知書」の**赤枠内を漏れなく記入**した。
- ☐ 2. 上記②、③のハガキ2枚に85円切手をそれぞれに貼った。
- ☐ 3. 申込資格要件（募集区分等）を再確認した。（P5）
- ☐ 4. **重大なルール違反（家賃滞納・ペット禁止）や契約時に必要な手続き（敷金）等を再確認した。**

※[該当者]は以下もチェックして下さい。

チェック

- ☐ 5. [単身可住宅]に申込みので、資格要件を確認した。（P5）
- ☐ 6. [特別割当住宅]に申込みので、申込みに必要な証明書を申込用紙裏面にのり付け添付した。（P5）
- ☐ 7. [抽選優遇]を受けるにあたって、その資格を確認し申込書の該当箇所を○で囲んだ。
- ☐ 8. [多数回落選の抽選優遇]のため、落選ハガキ等10枚の写しを申込用紙裏面にのり付けした。

■ アクセス（抽選会場）



■ お問い合わせ先

宮城県住宅供給公社（ふるさとビル）

〒980-0011
仙台市青葉区上杉一丁目1番20号

☎(022)224-0014
…入居管理課（8時30分～17時15分）

【24時間テレホンサービス（テープ再生）】

☎(022)213-1861

ホームページ

URL <https://www.miyagi-jk.or.jp/>

FAX (022) 262-4277

宮城県住宅供給公社 東部支社
石巻市東中里一丁目11番2号
☎(0225)85-0296（8時30分～17時15分）

※県営住宅の詳細については、ホームページをご覧ください。

県営住宅応募の手引き 配布場所

- ①宮城県住宅供給公社 入居管理課
- ②宮城県住宅供給公社 東部支社
- ③各県合同庁舎
- ④各ハローワーク
- ⑤仙台市各区役所・総合支所窓口
- ⑥仙台市役所市民のへや
- ⑦仙台市各証明発行センター
- ⑧県内各市町村役場

※ 各募集期間中の土日祝日は、①宮城県住宅供給公社（ふるさとビルのみ）で配布しています。

宮城県住宅供給公社

県営住宅応募の手引き （令和8年度）

- 1 県営住宅とは、**住宅に困っている方の公的な賃貸住宅**です。
（したがって、入居される方の**所得制限**があります。また、家賃を低れんにするために**税金**が投入されて管理運営されています。）
- 2 県税等を滞納していないことが必要です。
- 3 申込みは、1世帯1住戸で**郵送のみ有効**です。（**郵便消印日に注意願います。**）
- 4 入居契約には、**原則として連帯保証人（所得のある方）が1名必要**です。
- 5 入居契約までに、**敷金（家賃3か月分）、保証金（駐車場使用料3か月分）等の納付**が必要です。
- 6 浴槽・風呂釜が設置されていない住宅では、**自己負担での設置**となります。
- 7 申込みにあたっては、**住宅応募の手引き及び定期募集住宅一覧表等をよくご覧のうえお申込みください。**
単身で入居される場合は、単身入居の資格要件（5ページ）をご確認ください。

主な募集スケジュール（変更になる場合があります）

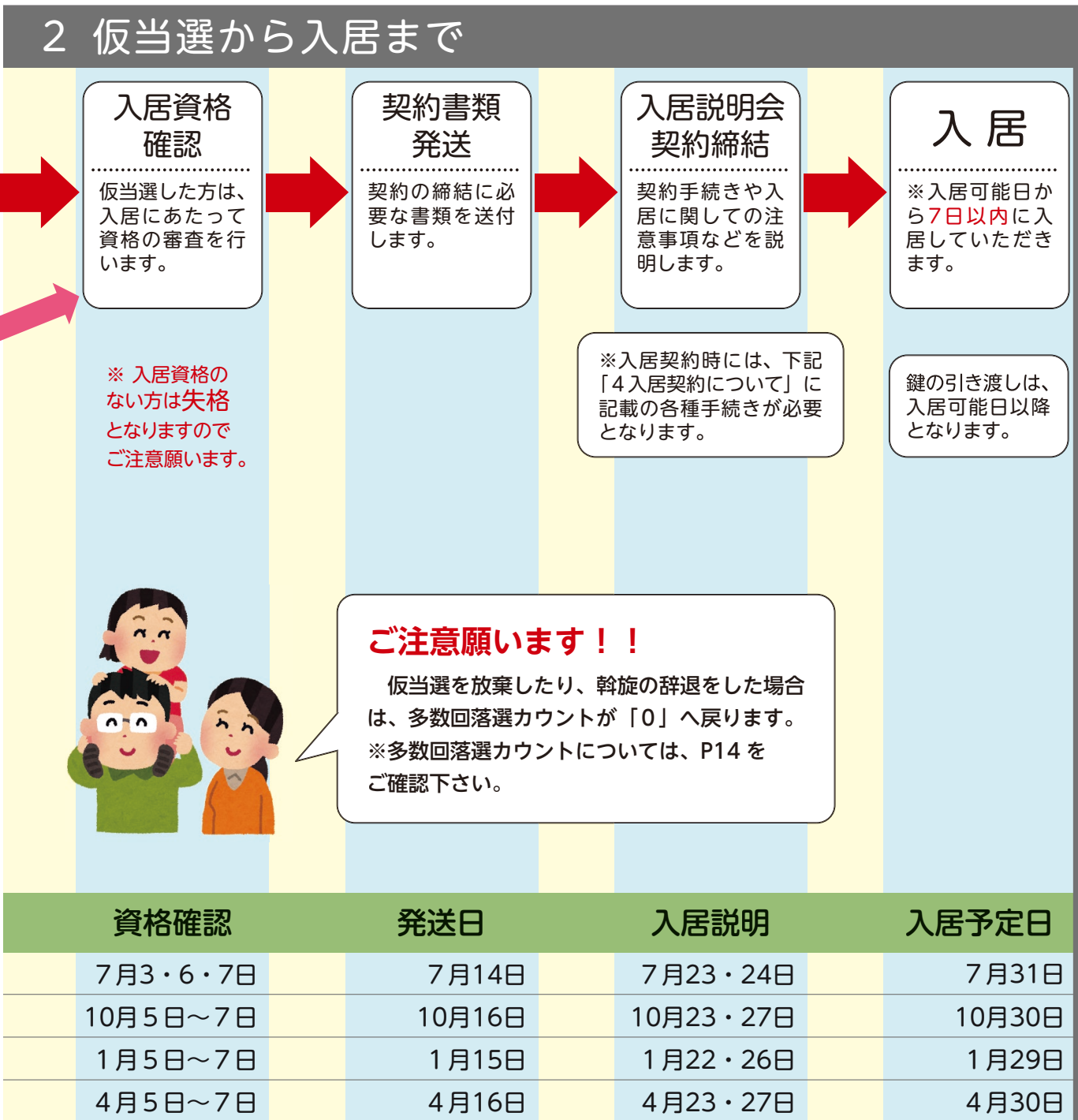
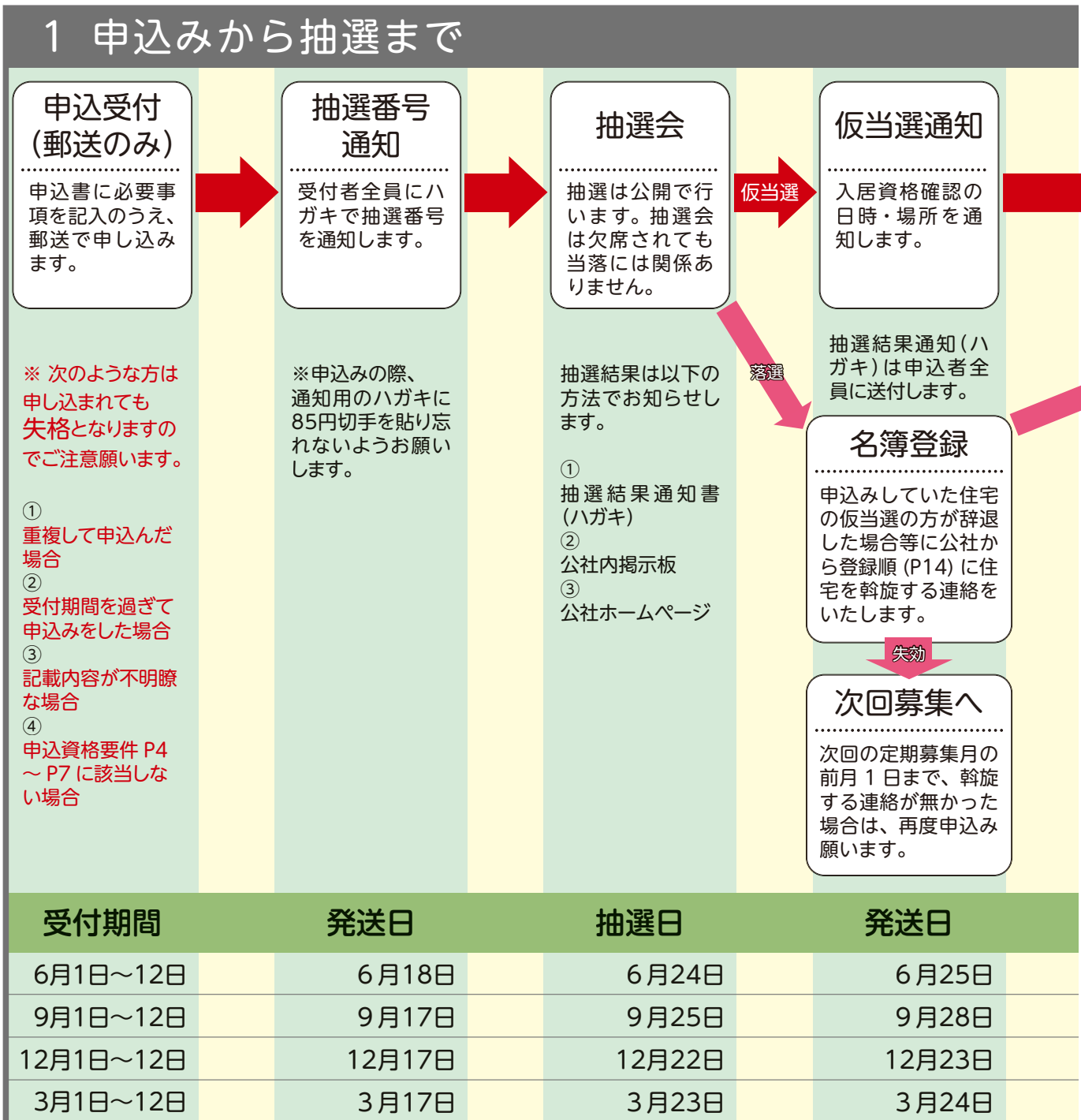
募集月	定期募集住宅 一覧表等の配布	申込受付期間 （最終日の郵便消印有効）	抽選日	入居可能日
6月	6月1日（月）	6月1日（月）～12日（金）	6月24日（水）	7月31日（金）
9月	9月1日（火）	9月1日（火）～12日（土）	9月25日（金）	10月30日（金）
12月	12月1日（火）	12月1日（火）～12日（土）	12月22日（火）	1月29日（金）
3月	3月1日（月）	3月1日（月）～12日（金）	3月23日（火）	4月30日（金）



※問い合わせ先は裏表紙をご覧ください。

目次	ページ
1 県営住宅への申込み	
(1) 申込みから入居までの流れ	P 1～2
(2) 申込みの手順について	P 3
2 申込資格	
(1) 申込資格確認フローチャート	P 4
(2) 県営住宅の資格要件（募集区分）	P 5
(3) // （特殊事情）	P 6
(4) // （所得基準）	P 7
3 月額所得	
(1) 月額所得の算出について	P 8～12
(2) 月額所得の算出例	P 13
4 その他	
(1) 抽選に際しての優遇措置	P 14
(2) 申込用紙等の記入例	P 15～16
(3) 主な市町の県営住宅分布図	P 17～18

申込みから入居までの流れ



3 県営住宅に入居するに当たって

次のような重大なルール及びマナー違反は、退去事由となります。

- (1) 家賃の滞納
- (2) 動物飼育・餌付け
- (3) 違法・迷惑駐車
- (4) 騒音

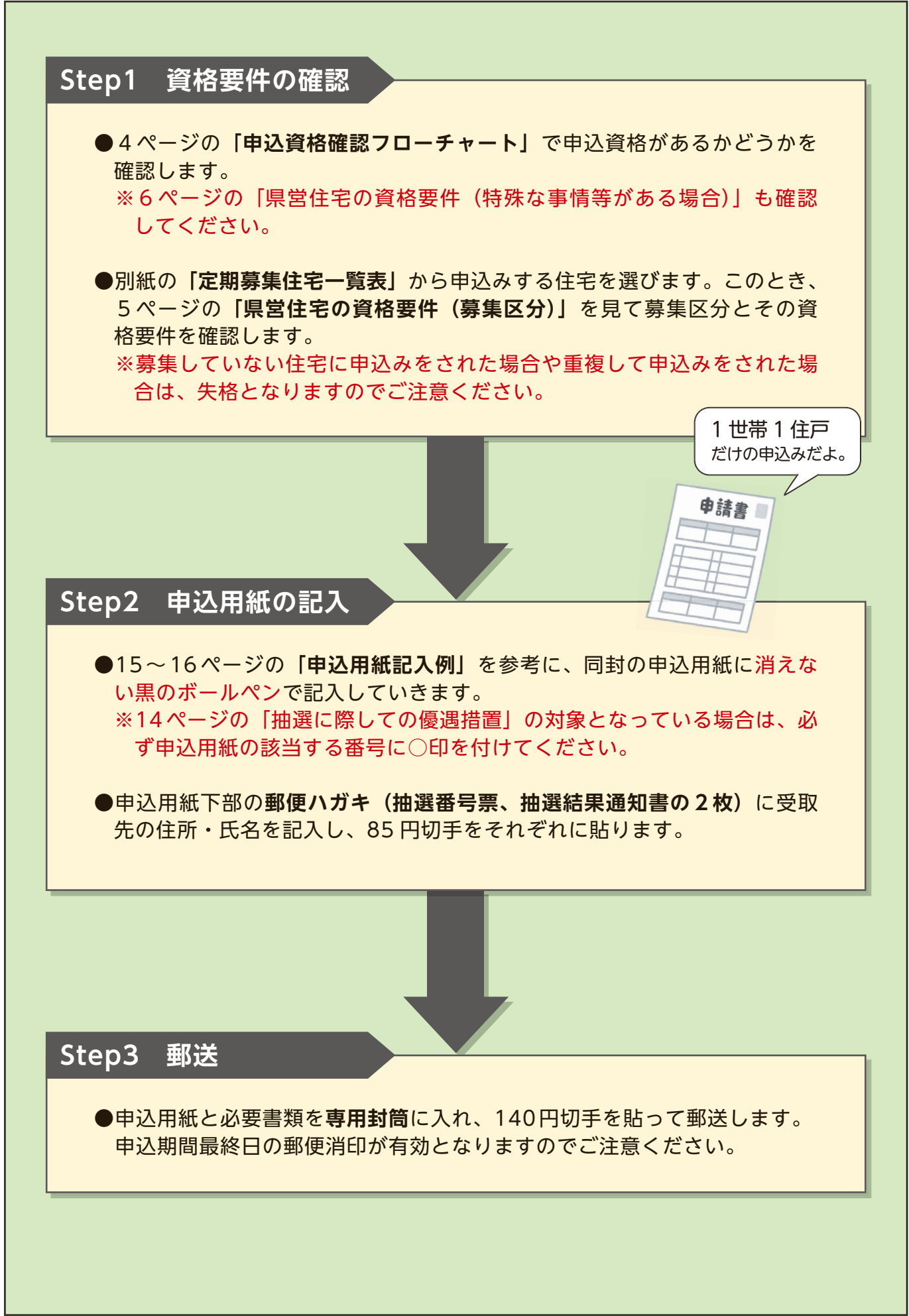
4 入居契約について

入居契約には次の手続きが必要となります。

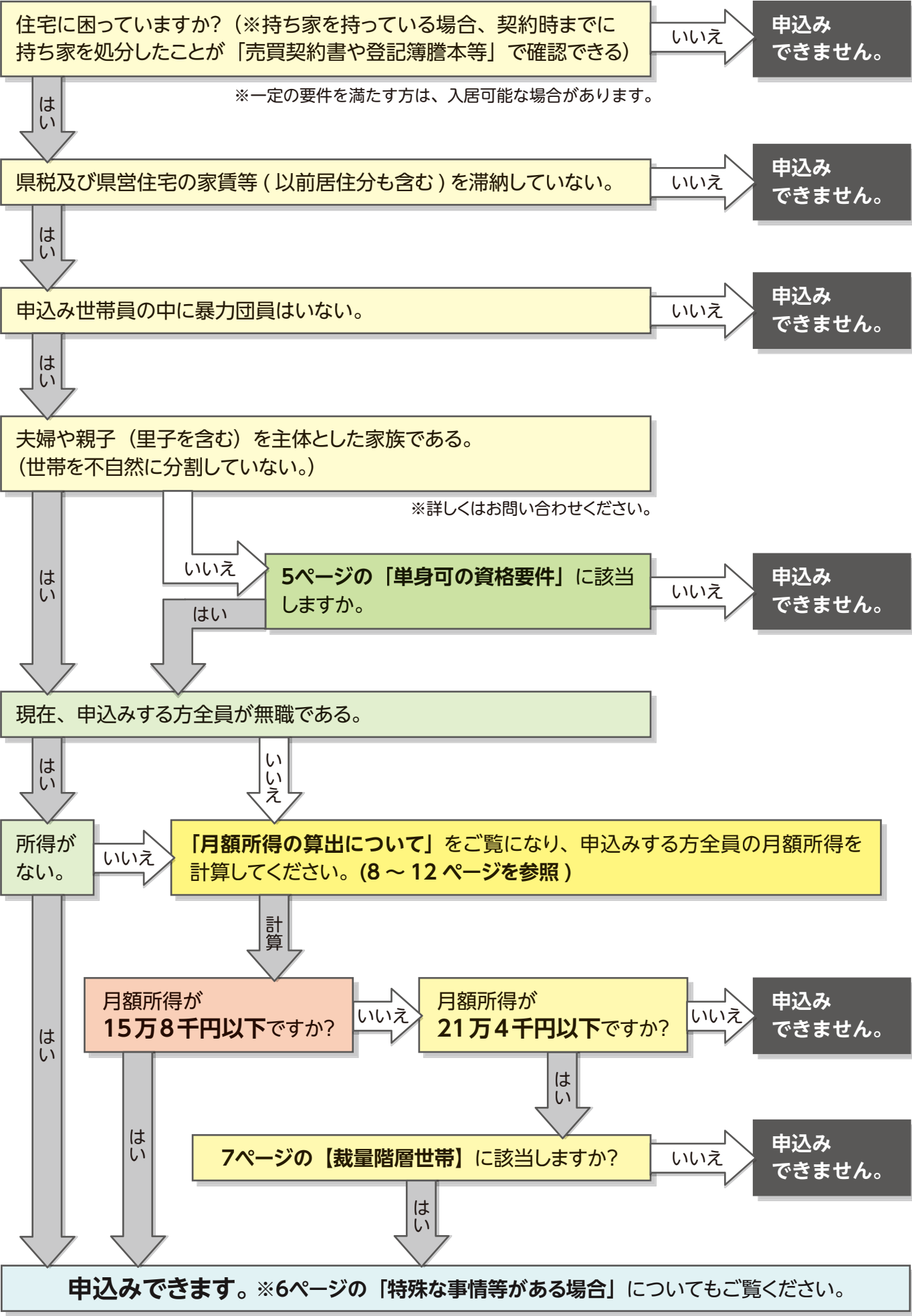
必要

- (1) 連帯保証人(所得のある方)が原則として1名必要です。
※ 連帯保証人を立てられない方は、お問い合わせください。
※ 既に他の県営住宅入居者の連帯保証人となっている方を、連帯保証人とはできません。
- (2) 敷金(家賃の3か月分)及び保証金(駐車場使用料3か月分)と入居月の日割家賃及び日割使用料の納付が必要です。
※ これらは契約までに納付していただくことになります。
- (3) 単身世帯での入居の場合は身元引受者も必要となります。

申込みの手順について



申込資格確認フローチャート（あなたは申込資格がありますか？）



県営住宅の資格要件（募集区分）

共通の 資格要件	1 現在、住宅に困っていること。
	2 県税及び県営住宅の家賃等(以前居住分も含む)を滞納していないこと。
	3 同居する親族等がいること。(ただし、单身可の住宅もありますので下記を参照願います。)
	4 入居者及び同居予定親族が暴力団員ではないこと。
	5 月額所得が 15万8千円以下 であること。(裁量階層※は 21万4千円以下)※7ページを参照願います。

募集区分	募集区分の説明と申込みできる方の要件（申込日現在）
一般向	共通の資格要件に該当される方であれば申込みできます。
单身可	单身者が申込みできる住宅です。 ※3LDK以下の型式または60㎡未満の床面積の住宅に限ります。 ※定期募集住宅一覧表の住宅名に★印のついている住宅は单身入居の資格要件を満たしていなくとも応募できます。 《单身入居の資格要件》 1 満60歳以上の方 2 生活保護を受けている方 3 配偶者からの暴力被害者の方 4 障害等がある方 (1) 障害のある方 ①身体障害者手帳（1～4級）②精神障害者保健福祉手帳（1～3級）③療育手帳（A～B判定） ④障害福祉サービス受給者証・特定疾患医療受給者証の交付を受けている方。 または交付を受ける程度の方。 (2) その他の方 ①戦傷病者 ②原子爆弾被爆者 ③5年未満の引揚者 ④ハンセン病療養所入所者等 ②・③に該当する世帯の方は入居後に常時の相談体制や緊急時における医療機関等への連絡等の地域における支援が可能であることが入居の前提となります。
若年者割当	高齢者が多く、防災体制及び自治会活動の強化のために、若年者に限定して募集している住宅です。 1 夫婦（婚約者可）を含む世帯で、夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯であること。 2 入居にあたり、地域防災研修会等を受講され自治会等の防災担当役員等に就任するなど、防災活動及び自治会活動等に積極的に参加できる方であること。
子育て世帯向住宅	次の特定の要件に該当される世帯に限定して募集している住宅です。 18歳（満18歳を迎えた年度末まで）以下の子がいる世帯。
特別割当	次の特定の要件に該当される世帯に限定して募集している住宅です。 1 母子・父子世帯・・・児童扶養手当証書、母子・父子医療費受給者証等の書類写しの添付が必要。 戸籍上配偶者がなく、現に20歳未満の子を扶養している世帯。 2 老人世帯・・・年齢確認ができる書類の写しの添付が必要。(住民票、保険証等) 満65歳以上で構成される世帯（ただし、65歳未満の配偶者、または18歳未満の方を含んでも良い。） 3 重度の障害がある方を含む世帯・・・障害者手帳または療育手帳の写しの添付が必要。 (1) 身体障害者手帳（1～2級） (2) 精神障害者保健福祉手帳（1級） (3) 療育手帳（A判定）
多家族向指定	多家族要件のいずれかに該当される方が申込みできる住宅です。 ※多家族向要件に該当しなくなった場合は住宅を転居していただくことになります。 1 入居しようとする世帯員が5人以上であること。 2 入居しようとする世帯員が4人以上で満18歳（満18歳を迎えた年度末まで）以下の子を含む、または3世代以上を構成していること。
シルバーハウジング	段差の解消や生活援助員の配置、緊急通報システム等を整備した高齢者向けの住宅です。 (所得に応じた利用負担金〈最高で月額4,900円〉が別途必要です。) ※石巻渡波住宅の緊急通報システム利用は、通信会社と固定電話使用の契約が必要となります。 1 単身（満60歳以上）で申込みされる方（1LDK・2DKのみ） 2 2人以上で申込みされる方は、一方が満60歳以上の夫婦、または満60歳以上の方のみで構成される2人以上の世帯（兄弟等の民法上の親族関係にあること。）
身体障害者向（車椅子）	段差の解消、埋め込み浴槽等の車椅子を使用している方に配慮した住宅です。身体障害者手帳の交付を受け、車椅子を使用している方がいる場合に申込みができます。・・・障害者手帳の写しの添付が必要。 (ケア付き住宅〈柴田槻木住宅〉の場合、利用負担金〈最高で月額26,000円〉が別途必要です。) ※身体障害者向要件に該当しなくなった場合は住宅を転居していただくことになります。
事故等	住宅内で以前に事件や事故等によって空家になった後、一定期間募集を停止していた住宅です。事故等の内容を公社へ確認のうえ、お申込みされるようお願いいたします。・・・応募要件は一般向けと同様です。

県営住宅の資格要件（特殊な事情等がある場合）

※単身の方、あるいは離婚後単身になる方は、前ページの「单身可の住宅における資格要件」に該当することが必要です。

特殊な事情等がある場合の申込み要件（申込日現在）	
1 現在持ち家を所有している場合	入居契約日前までに現在の持ち家を「売買契約書や登記簿謄本等」で処分したことが確認できる場合に申込みできます。
2 これから結婚を考えている方の場合	入居契約日前までに婚約者の方と「入籍」できる方であれば申込みできます。
3 内縁の夫または妻と申込みをする場合	入居契約時までに住民票で事実婚が確認できる方（未届出の夫・妻と記載）で、戸籍謄本でも他に婚姻関係が無いことを確認できる方であれば申込みできます。
4 これから離婚を考えている方の場合	入居契約日前までに次のいずれかの証明書類を提出できれば申込みできます。 (1) 戸籍謄本（離婚が確定する場合） (2) 裁判所発行の「事件係属証明書」（離婚訴訟等の場合） (3) 弁護士が発行する離婚協議中の証明書
5 18歳未満で申込みをする場合	申込みに親権者等の同意が必要となります。 同居しようとする者として子がいる場合で、かつ、入居の申込みをするに当たって法定代理人の同意が得られているとき
6 兄弟姉妹だけで申込みをする場合	申込みできます。
7 現在、無職の方が申込みをする場合	申込みできます。
8 他県に住んでいる方が申込みをする場合	申込みできます。 (申込用紙等が必要な方は、320円切手を貼り付けた返信用封筒(角2判)を公社宛に送付してください。)
9 現在県営住宅や市町村営住宅に住んでいる方が申込みをする場合	次の①～⑥のいずれかの世帯になった場合申込みできます。 ① 世帯員が5人以上になった場合 ② 世帯員が4人以上になった場合で満18歳（満18歳を迎えた年度末まで）以下の子を含む場合、または3世代以上を構成している場合 ③ 世帯分離（子の結婚等）のために住宅が必要となった場合 ④ 現在別居している親と同居する場合 ⑤ シルバーハウジングや身体障害者向（車椅子）住宅に希望する場合 ⑥ 通勤や通院に1時間30分以上要するか、又は50km以上の距離がある場合 

県営住宅の資格要件（所得基準）

県営住宅に申込みをする場合には、
「直近年の控除後の月額所得が **15万8千円以下**」
でなければ申込みできません。

しかし、**裁量階層世帯**の場合は、**入居所得基準額**が
緩和されます。

控除後の月額所得
は8～12ページの
「**月額所得の算出**」
で計算します。

裁量階層世帯・・・次の世帯については、**21万4千円以下**で申込みます。

1 高齢者世帯

(1) 満60歳以上の単身の方

(2) 満60歳以上の方で構成された世帯
(18歳未満の方を含んでも良い)

2 子育て世帯

(1) 小学校就学前の子供がいる世帯

3 障害のある方等を含む世帯

(1) 障害のある方がいる世帯

①身体障害者手帳（1～4級）

②精神障害者保健福祉手帳（1～2級）

③療育手帳（A～B判定）

④障害福祉サービス受給証・特定疾患医療受給者の交付を受けている方を含む世帯。
または交付を受ける程度の方を含む世帯。

(2) その他

①戦傷病者 ②原子爆弾被爆者 ③5年以内の引揚者 ④ハンセン病療養所入所者等

募集月の12日が
基準日となります。



収入分位と家賃のランク・・・県営住宅の家賃は月額所得に応じて決定されます。

階層	月額所得	収入分位	家賃ランク
一般階層 (裁量階層以外の世帯)	0円～104,000円	1	A
	104,001円～123,000円	2	B
	123,001円～139,000円	3	C
	139,001円～ 158,000円	4	D
裁量階層	158,001円～186,000円	5	E
	186,001円～ 214,000円	6	F

月額所得の算出について

入居申込みをする場合の対象となる月額所得は、入居する方全員の一年間の所得(賞与を含む)の合計額から公営住宅法上の控除を行った額を12か月で割ることにより得られます。
あなたの世帯の現在の収入を確認し、月額所得計算の方法により計算してください。

Step1 入居世帯の所得（年額）を計算する。

給与収入の方	給料・俸給・賃金・賞与等の支給された金額（残業手当・家族手当・皆勤手当等を含む。）
年金収入の方	厚生年金・共済年金・国民年金等の課税対象となる年金又は恩給の支給された金額
事業収入等の方 (給与・年金以外)	事業所得・配当所得・不動産所得等の所得（収入から必要経費を差し引いたもの。） 保険の外交・個人（企業）年金の給付金など
注意 !! 計算の対象と ならない収入	1 遺族年金・障害年金・生活保護の各扶助費・通勤手当の非課税額・求職者給付金（失業保険） 児童扶養手当・子ども手当などの課税対象とならない収入については、「0円」とみなします。 2 入居契約日前までに退職する場合の収入については「0円」とみなします。 3 入居資格確認日の時点で、支給額が1か月に満たない収入は「0円」とみなします。

計算してみよう
(9～12ページ
をご覧ください。)

	給与収入の方	年金収入の方	事業収入等の方 (給与・年金以外)	合 計
申込者本人の所得	円	円	円	円
同居親族 (A) さんの所得	円	円	円	円
同居親族 (B) さんの所得	円	円	円	円
同居親族 (C) さんの所得	円	円	円	円
合計	円	円	円	① 円

Step2 控除額（世帯の状況）を計算する。

控除の種類	控 除 の 内 容	控 除 額 の 計 算
1 人につき		
a 親族控除	同居する親族（申込本人は除く）及び遠隔地扶養親族	38万円×()人＝ 円
b 特定扶養親族控除	扶養親族（配偶者は除く）及び遠隔地扶養親族のうち満16歳以上23歳未満の方	25万円×()人＝ 円
c 障害者控除	障害者手帳（身体・精神・療育）の交付がされている方がいる場合 ※特別障害者控除対象者を除く	27万円×()人＝ 円
d 特別障害者控除	重度の障害のある方がいる場合（身体1～2級、精神1級、療育A判定）	40万円×()人＝ 円
e ひとり親控除	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない一定の方※1で、生計を一にする子※2がいる方で、合計所得金額が500万円以下である方 ※1 配偶者の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。 ※2 この場合の子は、合計所得金額が58万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限られます（子の年齢に制限はありません）。	35万円×()人＝ 円 ※[h 振替基礎控除]を控除後の所得が35万円未満のときはその金額
f 寡婦控除	次の①または②のいずれかに当てはまる方で、ひとり親控除の対象ではない方 ① 夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族がおり、合計所得金額が500万円以下の方 ② 夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない一定の方※1で、合計所得金額が500万円以下の方 ※1 夫の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。	27万円×()人＝ 円 ※[h 振替基礎控除]を控除後の所得が27万円未満のときはその金額
g 老人扶養控除 老人配偶者控除	満70歳以上の同一生計配偶者あるいは扶養親族がいる場合	10万円×()人＝ 円
h 振替基礎控除	給与所得または公的年金に係る雑所得（給与所得等）を有する方	10万円×()人＝ 円 ※給与所得等が10万円未満のときはその金額
合計 (a+b+c+d+e+f+g+h)		② 円

※東日本大震災等で被害を受けたことにより「雑損失の繰越控除」がある方は、同様に控除の対象となりますので、申込み前に公社へ御相談ください。

Step3 月額所得を計算する。

$$\left(\begin{array}{|c|c|} \hline \text{世帯所得の合計} \\ \hline \text{① 円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|c|} \hline \text{控除額の合計} \\ \hline \text{② 円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 \text{ か月} = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{月 額 所 得} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

事業収入の方 ●現在の事業をいつから始めましたか？

令和6年12月以前から事業
を始めたとき。

令和7年1月以後に事業を
始めたとき。

●令和 7 年分の所得税の確定申告書の控

[illegible]

円 (1年間の所得)

→ 8ページ所得へ(事業収入の方)

●収支明細書（事業所得者用）

☆収支明細書は、募集月の前月までの
12 か月間（12 か月にならないときは
今の仕事を始めてから募集月の前月ま
での期間）について自分で記入します。

ここに注意

- ・実績の金額ですから1円の単位まで正確に記入してください。
- ・認められる支出の項目は、確定申告において税法上必要経費として認められるものに限りします。
- ・明細書の内容について、書類を確認する場合があります。

計算での注意

- ・金額のなかで、1 か月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・事業を開始した日が最近で、まだ1 か月分に満たない場合は0 円として計算してください。
- ・1 年間の所得で1 円未満は切捨ててください。

収 支 明 細 書							
(事業所得者用)							
1	事業及び事業内容						
2	事業所の所在地						
3	事業開始年月日	令和		年		月	日

[月別収支内訳]

	取 入 の 部			支 出 の 部			差引純利益 (イ－ロ)
			計 (イ)			計 (ロ)	
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
※月計							

→※募集の前月が最後の月になります。

記入してある月数です。

円 ÷ 月 × 12か月 = 円 (1年間の所得)

8ページ所得へ(事業収入の方)

年金収入（非課税）の方

①障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の 対象にはなりません。 (収入として扱いません)
②遺族の名称がつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③母子の名称がつく次の年金 母子年金・準母子年金	
④そのほか次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか？

令和6年12月以前から
支給されている方

令和7年1月以後から
支給されている方

●公的年金等の源泉徴収票

令和 7 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者の住所又は居る所 氏名			
種別	支　払　金　額	源　泉　徴　収　税　額	
年令	* * * *	円	
扶養親族の有無	有 無	控除対象配偶者の有無等 有 無	
特 定 老 人	その他障害者 高齢者	その他の障害者 高齢者	
*			
扶養親族の数	障害者の数 (本人以外)	社会保険料の金額 (介護保険料を除く)	
特 定 老 人	その他特別	円	
人 〇	人 〇	* * * * ● ● ● ● ● ●	
支払を受ける年の年令の種別		支払を受ける者の生年月日	

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。
 ※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

●所得算出表

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額 (A)	所得金額になおす計算式
年齢 65 歳以上の方	110万円以下	0円
	1,100,001円以上～330万円未満	(A)－110万円
	330万円以上～410万円未満	(A)×0.75－27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A)×0.85－68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	(A)×0.95－145万5,000円
年齢 65 歳未満の方	60万円以下	0円
	600,001円以上～130万円未満	(A)－60万円
	130万円以上～410万円未満	(A)×0.75－27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A)×0.85－68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	(A)×0.95－145万5,000円

(1年間の所得)

円

8ページ所得へ(年金収入の方)

月額所得の算出例（ふたつのケース）

ケース 1
給与収入の方

夫（45 歳）・・・令和 2 年から現在の勤務先に勤務
妻（42 歳）・・・令和 7 年 3 月から現在のパート先に勤務
子（17 歳）・・・高校生
子（13 歳）・・・中学生

Step1 入居世帯の所得（年額）を計算する

夫・・・令和 6 年 12 月以前から勤務しているので、P9「令和 7 年分源泉徴収票」を参照
① 給与所得控除後の金額が 260 万円であることを確認
妻・・・令和 7 年 1 月以降に就職しているので、P10「勤務先発行の給与等支払証明書」を参照
① 例えば 4 か月分の給与の合計が 40 万円（通勤手当含まない）、賞与が 3 万円である場合
② 年間給与収入金額を算出する計算式により、40 万円 ÷ 4 か月 × 12 か月 + 3 万円 = 123 万円と算出
③ 年間給与収入金額から、年間総所得金額を計算する方法により、123 万円 - 65 万円 = 58 万円と算出
世帯所得の合計 夫 260 万円 + 妻 58 万円 = 318 万円①

Step2 控除額を計算する

夫・・・振替基礎控除 10 万円
妻・・・親族控除 38 万円、振替基礎控除 10 万円
子（17 歳）・・・親族控除 38 万円、特定扶養控除 25 万円
子（13 歳）・・・親族控除 38 万円
控除額の合計 親族控除 38 万円 × 3 人 + 特定扶養控除 25 万円 + 振替基礎控除 10 万円 × 2 人 = 159 万円②

Step3 月額所得を計算する

世帯所得の合計

318 万円①

—

控除額の合計

159 万円②

） ÷ 12 か月 =

月額所得

132,500 円

家賃ランクは C となります。

ケース 2
年金収入の方

夫（71 歳）・・・令和 2 年から厚生年金と障害年金（身体障害 3 級）を受給
妻（65 歳）・・・令和 7 年 3 月から国民年金を受給

Step1 入居世帯の所得（年額）を計算する

夫・・・令和 6 年 12 月以前から厚生年金を受給しているので、P12「公的年金等の源泉徴収票」を参照
① 厚生年金の支払金額が 312 万円と確認
② 障害年金は、所得の計算に含まないことから「0 円」
③ 年齢に注意し、所得算出表（満 65 歳以上）より、312 万円 - 110 万円 = 202 万円と算出
妻・・・令和 7 年 1 月以降から国民年金を受給しているので、「支払通知書等」を参照
① 2 か月毎の支給額が 10 万円であることを確認
② 計算式より、10 万円（2 か月毎支給額）× 6 = 60 万円
③ 所得算出表（65 歳未満）から年齢区分を確認し、60 万円 → 0 円
世帯所得の合計 夫 202 万円 + 妻 0 円 = 202 万円①

Step2 控除額を計算する

夫・・・障害者控除 27 万円、振替基礎控除 10 万円
妻・・・親族控除 38 万円
控除額の合計 親族控除 38 万円 + 障害者控除 27 万円 + 振替基礎控除 10 万円 = 75 万円②

Step3 月額所得を計算する

世帯所得の合計

202 万円①

—

控除額の合計

75 万円②

） ÷ 12 か月 =

月額所得

105,833 円

家賃ランクは B となります。

抽選に際しての優遇措置（当選率の引き上げ）について

【特に居住の安定を図る必要がある世帯に対する優遇措置】 + 1

次の優遇対象世帯に対しては、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。
（優遇対象世帯の項目に複数該当されても、抽選番号は 2 つになります。）

世帯区分		要件	備考
優 遇 対 象 世 帯	1 母子・父子世帯	戸籍上配偶者が無く(死別・離婚未婚)現に20歳未満の子を扶養している世帯 (ただし、現在、児童扶養手当証書・母子父子医療費受給者証がない場合は該当しない。 <u>手続中の場合も、該当しない。</u>)	申込用紙の抽選優遇資格確認欄の該当する箇所を○で囲んでください。
	2 障害者世帯	身体障害者手帳(1～4級)・精神障害者保健福祉手帳(1～3級)・療育手帳(A～B判定)の交付又は障害福祉サービス受給者証・特定疾患医療受給者証の交付を受ける程度の方を含む世帯	
	3 高齢者世帯	満60歳以上の方のみで構成される世帯(ただし、60歳未満の配偶者、または18歳未満の方を含んでもよい。)	
	4 生活保護受給世帯	申込日現在、生活保護を受給している世帯	
	5 子育て世帯	18歳（満18歳を迎えた年度末まで）以下の子がいる世帯。	なお特別割当・シルバーハウジング・身体障害者向(車椅子)は優遇措置の対象外となります。
	6 配偶者等からの暴力被害者	配偶者等からの暴力被害者で、保護施設等で保護を受けているか、保護を受けた後又は裁判所で保護命令を出されてから5年を経過していない方、女性相談支援センター等から保護に関する証明書等が発行されている方など	
	7 犯罪被害者等	犯罪により従前の住宅に居住することが困難になったことが明らかで、次のいずれかに該当することが客観的に証明される方 ① 犯罪により収入が減少し生活維持が困難となった方 ② 現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために該当住宅に居住し続けることが困難となった方	
	8 戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方(特別項症～第6項症、第1款症)、ハンセン病療養所へ入所されている方、原子爆弾被爆者、5年未満の引揚者	

【多数回落選世帯への優遇措置】 + 1

同一申込者で10回以上落選している世帯には、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。
(したがって優遇対象世帯で10回以上落選している場合、抽選番号は最大の3つになります。しかし、仮当選を放棄したり、斡旋の辞退をすると多数回落選による優遇措置は0カウントになりますのでご注意ください。)

申込用紙に落選ハガキの写しまたは登録失効通知の写しを合わせて10枚分のり付け添付してください。

落選された方の名簿登録

抽選で落選した方を名簿登録します。(※1・※2)
名簿登録の方につきましては、仮当選の方が辞退した場合等に名簿順に斡旋を行います。(※3)
※1 登録順番は仮当選番号の次の番号から連番で番号を付します。
※2 登録の有効期限は次回定期募集月の前月1日までとなります。
※3 斡旋する住宅については定期募集で募集した住宅(部屋)と異なる場合があります。また、その場合は住戸内の仕様(設備等)階数や家賃額が異なる場合があります。

連番制による抽選方式

名簿登録を行うため、連番制による抽選方式としています。

【募集戸数2戸に対し申込者が10名(抽選番号①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩)の場合】
抽選により出玉③がでた場合
仮当選者は③④となり、次に⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②の連番順で名簿登録します。

県営住宅申込用紙記入例

別紙「定期募集住宅一覧表」から選定のうえ、申込みされる住宅の区分にチェックを付けてください。

今までに申込みをした回数を記入してください。初めて申込みする方は○で囲んでください。

希望された住宅の募集階数の中から選んでください。(定期募集住宅一覧表に掲載している募集階を選んでください。)

障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方、必ず記入してください。

[illegible]

抽選優遇世帯に該当され、抽選優遇を希望される方は該当する番号を○で囲んでください。

入居契約日前までに退職する場合や入居資格確認日時点支給額が1か月に満たない場合は「0円」で計算することができません。

8～13ページを参照して、所得額を記入してください。

8ページを参照して、控除の種類を
○で囲み額を記入してください。

※封筒に入れてお送りします。

希望する受取先住所、氏名をご記入
ください。

- ※・特別割当住宅を申込み方
- ・身体障害者向(車椅子)住宅を申込み方
- ・多数回落選等で優遇措置を受けられる方は、県営住宅申込用紙裏面に証明書の添付が必要となります。

〈抽選番号票・抽選結果通知書〉

85円切手を2枚必ず貼ってください。

希望する受取先住所、氏名をはっきりと記入してください。
(現住所と違うところでも、かまいませんので、郵便物が確実に届く場所に届く場所を記入してください。)

定期募集住宅一覧表をご覧ください。

※単身での申込の場合は「単身可」住宅のみ
となりますので、定期募集住宅一覧表でご
確認ください。

※浴室及び浴槽等の有無を定期募集住宅一覧表でご確認のうえお申込みください。

9892424

岩沼市早股〇〇丁目5番

氏名

佐藤様方宮城太郎様

85円切手を貼ってください。

郵便はがき

9892424

住所

岩沼市早股〇〇丁目5番

氏名

佐藤様方宮城太郎様

令和8年9月募集抽選結果通知書

募集住宅の区分

一般向

申込住宅名

支倉

住宅型式

3LDK

抽選番号

(優遇)

(多落)

公社受付印

仮当選名簿登録(空き待ち)

仮当選順位

名簿登録順位

仮当選名簿登録(空き待ち)

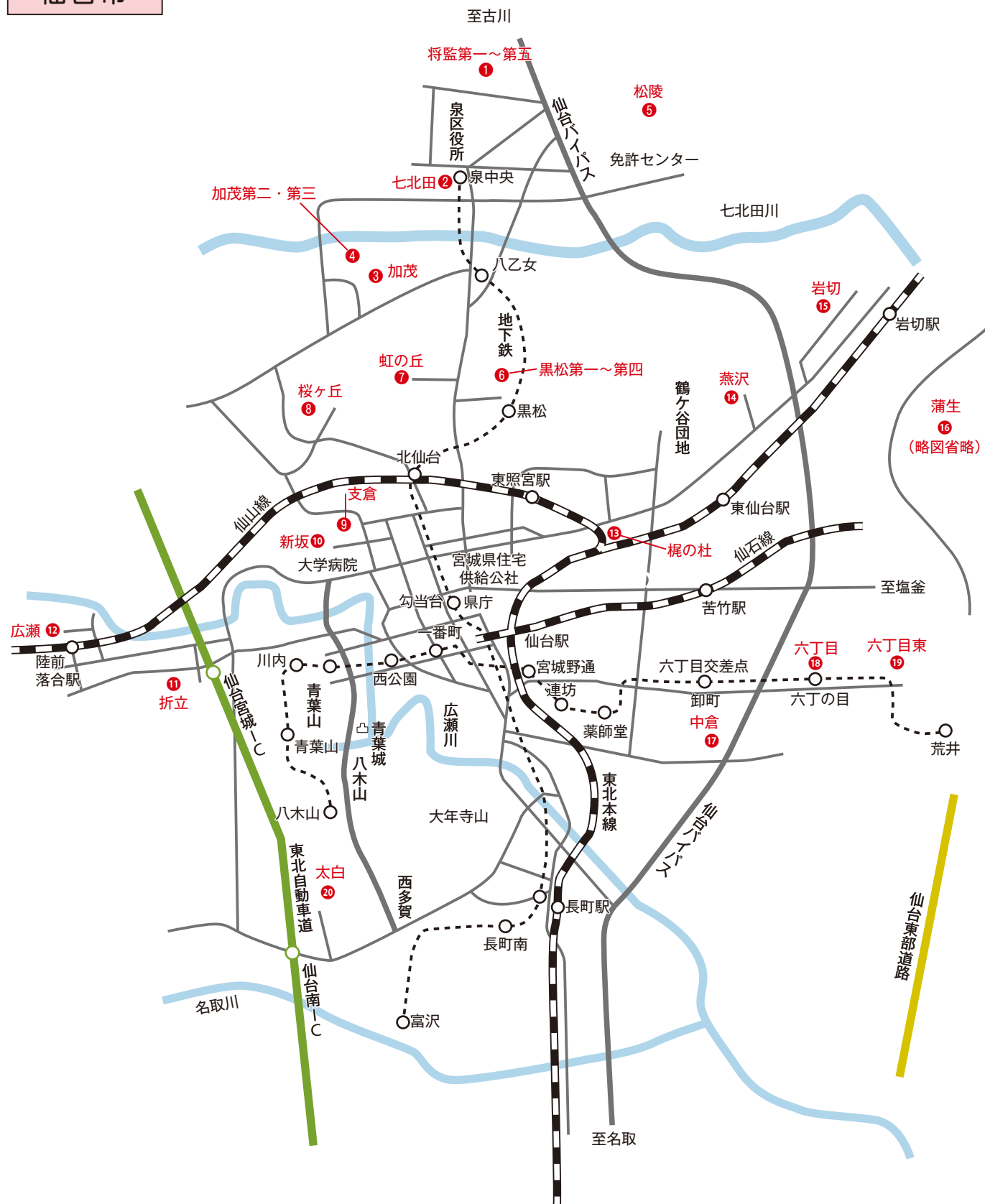
されましたのでお知らせいたします。

※「優遇」もしくは「多落」世帯の方は抽選番号が2つになります。

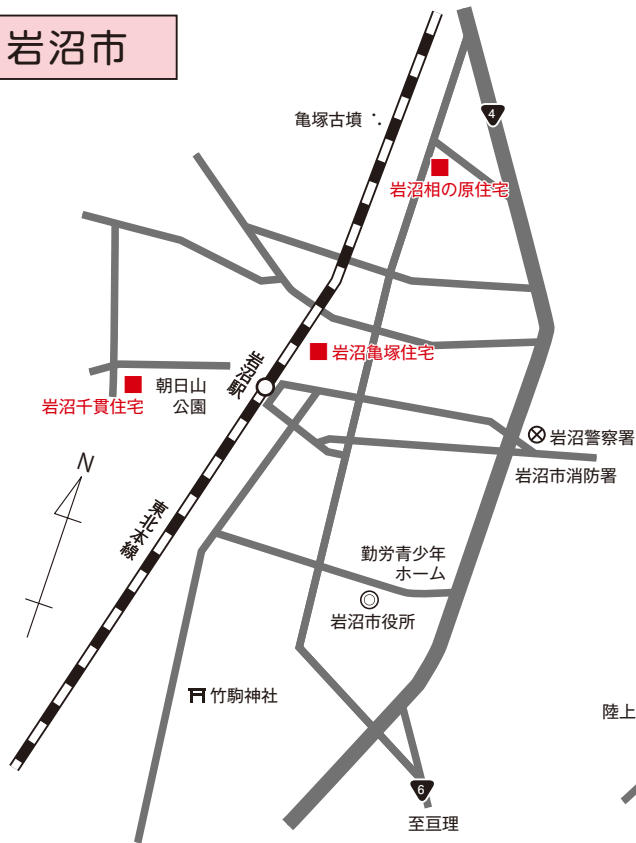
※「優遇」で「多落」世帯の方は抽選番号が3つになります。

主な市町の県営住宅分布図

仙台市



岩沼市



名取市



塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町



石巻市

